

市町村相談支援機能強化事業について

平成20年3月
新潟市障がい福祉課

市町村相談支援機能強化事業の概要

【事業の目的】

市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とする。

【実施主体】

市町村単独または共同で行う。

地域自立支援協議会を設置する市町村または圏域等を単位として実施

【事業内容】

専門的な相談支援等を要する困難ケースへの対応

地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言等

【専門的職員の例】

社会福祉士，保健師，精神保健福祉士等，市町村の相談支援事業を強化するために必要と認められる者

専門的職員は必ずしも常勤である必要はない。複数の専門的職員(非常勤)を組み合わせ、地域の多様なニーズに対応することも可能である。

【地域自立支援協議会との関係】

地域自立支援協議会において、市町村における事業実施状況の報告を行う。また、今後実施する事業内容について、市町村内の相談支援体制の整備状況やニーズ等を勘案し、本事業により配置する専門的職員について協議し、事業実施計画を作成することができる。

都道府県自立支援協議会に事業実施計画にかかる助言を求めるほか、概ね2年ごとに事業の見直しに向けた評価・助言を求めるなど、事業の適切な実施に努める。

新潟市における市町村相談支援機能強化事業

【新潟市障がい福祉計画より】

新潟市障がい者(児)等相談支援事業

平成23年度末までに、行政区ごとに1箇所ずつ委託事業者を設置する。

平成19年度3月末現在、6箇所設置済み

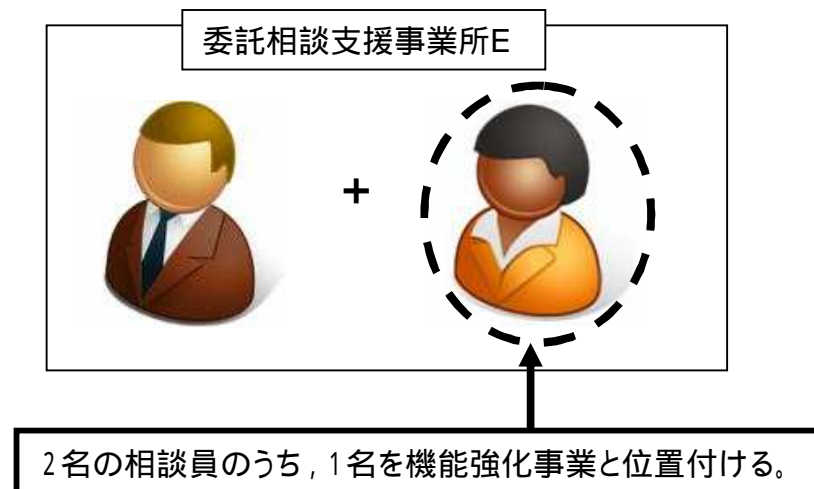
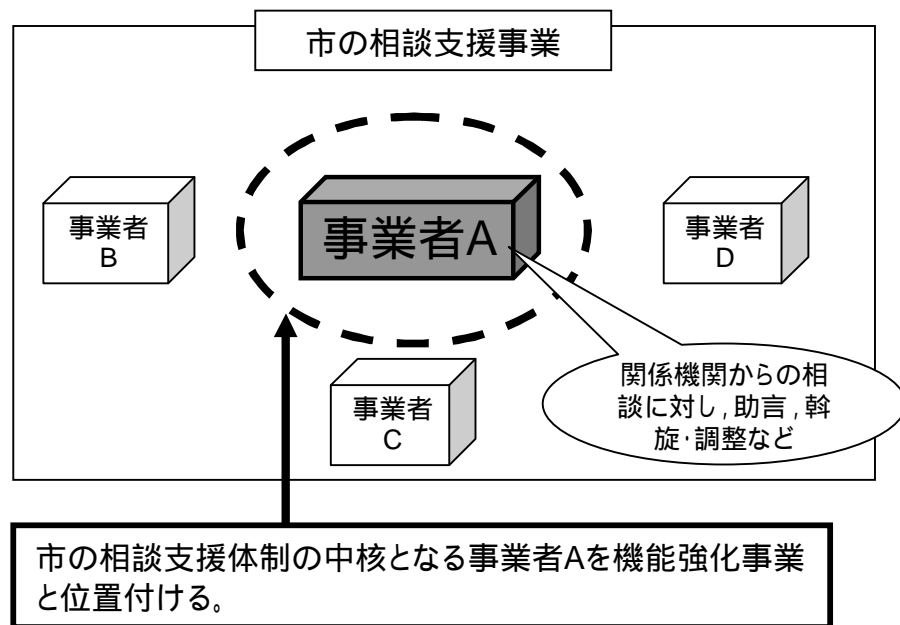
市町村相談支援機能強化事業

平成19年度以降、機能強化事業として3箇所設置する。

(参考)

相談支援事業の目標値	単位	17年度	18年度	19年度	20年度	23年度
		実績	目標値			
障がい者相談支援事業	箇所	0	3	5	8	8
地域自立支援協議会	箇所	0	1	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業	箇所	0	3	3	3	3

【事業の実施方法】



【機能強化事業の対象事業者が担う役割】

相談員を2名配置し、市全体あるいは地域の相談支援の中核として、以下の役割を担う。

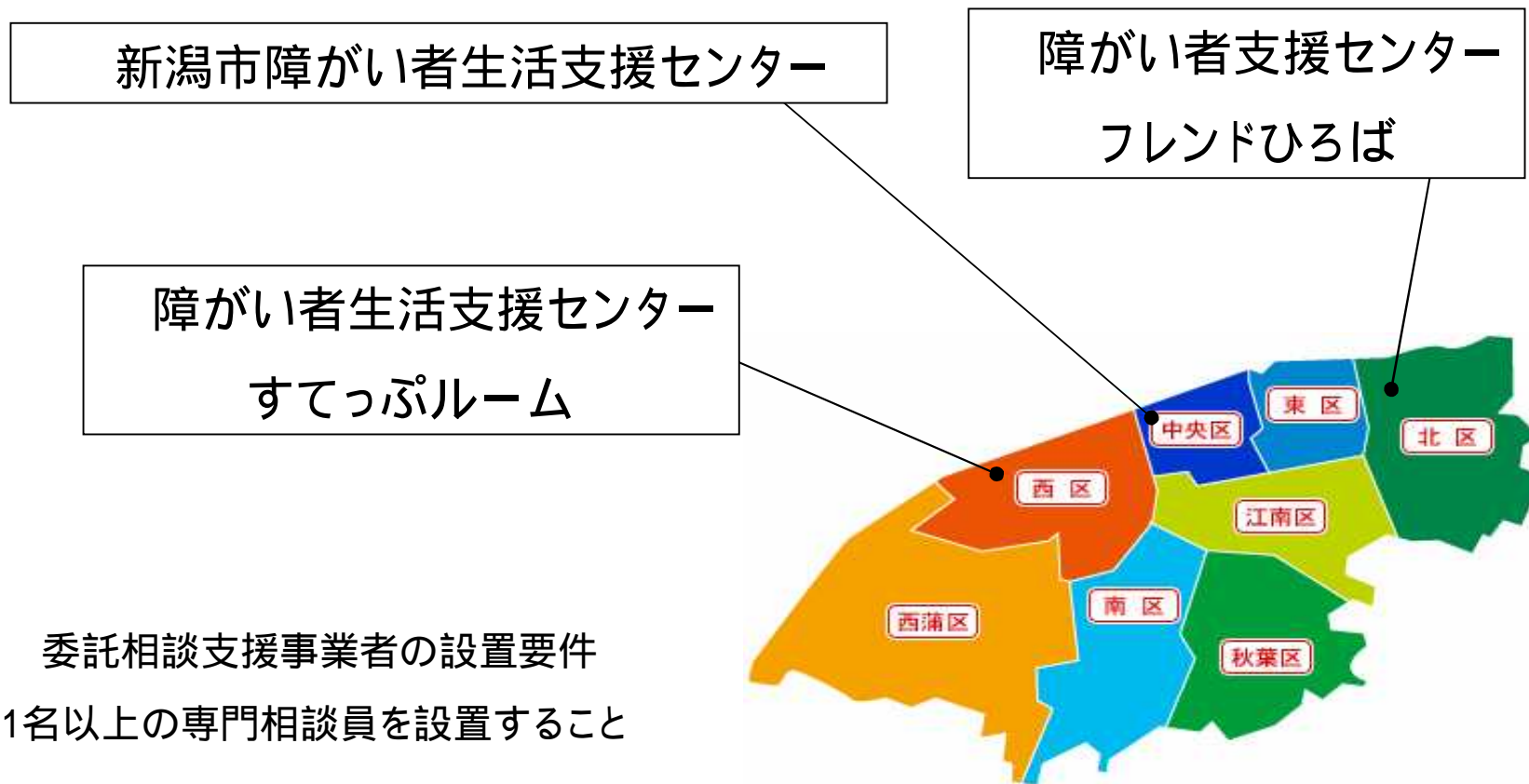
一般的な相談に加え、ピアウンセラーによる効果的な支援を行う

関係機関からの相談に対する助言、必要に応じて斡旋・調整を行う

他の相談支援事業者に対し、相談支援にかかる情報を積極的に発信する

【新潟市における市町村相談支援機能強化事業の実施状況】

1名の専門相談員に加え,さらにもう1名の相談員を配置している事業者を新潟市における機能強化事業の対象事業者と位置付ける。



新潟市障がい者生活支援センター(中央区)

平成13年度より市の障害者生活支援事業を実施

相談員設置状況:2名(2名が機能強化対象) ほか,ピアカウンセリング
(視覚障がい・聴覚障がい者による)の実施

相談実績(H19年度12月分まで)

件数 5,677件(市全体の63.9%)

延利用者数 715人(市全体の44.0%)

相談支援にかかる事業の実績から,新潟市の相談支援事業
における中核的な役割を果たす事業者として,機能強化事業
の対象とする。

他地区とのアクセスが容易なことから,関係機関との綿密な
ネットワーク作りが可能である。

障がい者生活支援センター すてっぷルーム(西区)

平成13年度より市の障害者生活支援事業を実施

相談員設置状況: 2名(うち1名が機能強化)

相談実績(H19年度12月分まで) 件数: 418件 延利用者数: 100人

月2回, 新潟市総合福祉会館総合相談コーナーにおいて, 市の肢体不自由・内部障がい者の窓口を開設している。

ピアカウンセラーの養成や, 3障がい対応に向けたピアカウンセラーの資質向上を目指す。

障がい者支援センター フレンドひろば(北区)

平成17年度より市の障害者生活支援事業を実施

相談員設置状況: 2名(うち1名が機能強化)

相談実績(H19年度12月分まで) 件数: 930件 延利用者数: 224人

一般相談に加え, ピアカウンセリングの実施(身体・知的障がい者当事者による), 3障がいに対応したピアカウンセラーの設置を目指す。

両事業者は, 一般相談に加えてピアカウンセリングを実施。当事者による相談支援が自立に向けた好事例となり, 相談者本人の自立に結びつく。

ピアカウンセリングの実施を周知することで, 潜在的な利用希望者の利用促進を図り, 相談実績を向上することが課題。

平成20年度以降の実施計画(案)

【ステップ1】平成23年度末までの機能強化事業

平20年度以降23年度末まで, 3事業者で継続する。

地域自立支援協議会における状況報告を行う。

状況報告に基づき, 必要に応じ, 実施内容の見直しについて協議する。

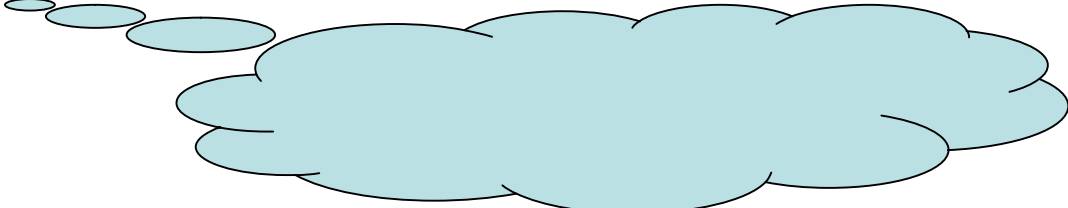
委託相談支援事業者の増設によって支援のネットワークが拡大するに伴い, 事業の見直しを要する場合についても, 検討を行う。

【ステップ2】平成24年度以降の機能強化事業

機能強化事業について見直しを行う。(対象事業者を再検討)

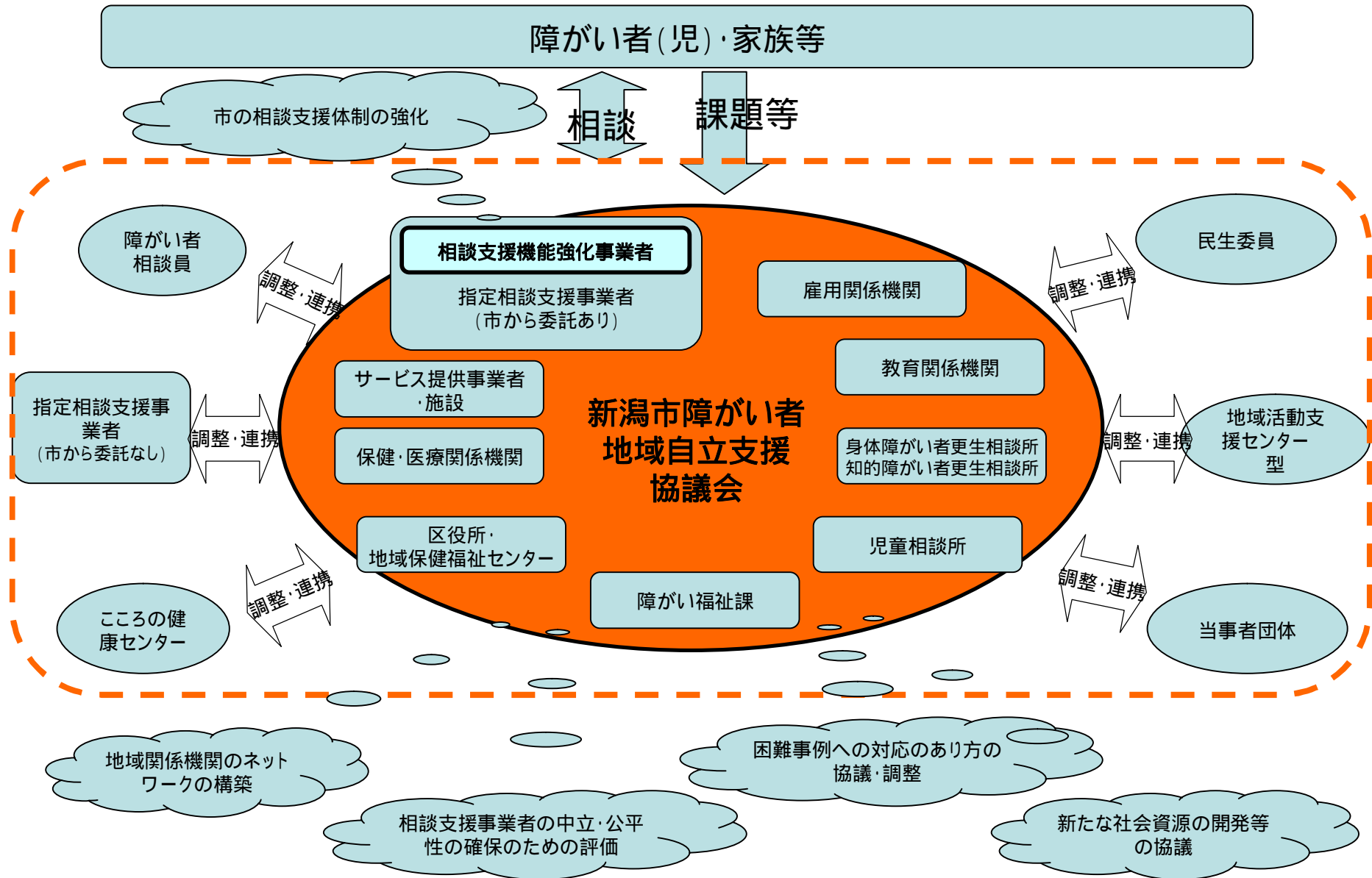
地域自立支援協議会においてニーズの把握および実施計画の策定。

相談員の増員が見込まれる事業者を対象する。



もう1名の相談員を配置することで,
相談支援体制の底上げと行政区間
の均一化を図る。

新潟市の相談支援体制のイメージ



障害者(児)・家族等

市の相談支援体制の強化

相談

課題等

相談支援機能強化事業者

指定相談支援事業者
(市から委託あり)

雇用関係機関

民生委員

障害者
相談員

調整・連携

調整・連携

指定相談支援事業者
(市から委託なし)

調整・連携

サービス提供事業者
・施設

教育関係機関

新潟市障害者
地域自立支援
協議会

保健・医療関係機関

身体障害者更生相談所
知的障害者更生相談所

調整・連携

地域活動支援センター
型

こころの健
康センター

調整・連携

区役所・
地域保健福祉センター

児童相談所

調整・連携

当事者団体

障害者福祉課

地域関係機関のネット
ワークの構築

相談支援事業者の中立・公平
性の確保のための評価

困難事例への対応のあり方の
協議・調整

新たな社会資源の開発等
の協議